支部ニュース

2021年11月 No.576

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 メゾン文京関口 II 202 号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399 メールアドレス dantokyo@dream.com

YARIN KUNDAN						
●2021年総選挙の結果-「市民と野党の共闘」をさらに発展させよう						
-「私たちは負けない。なぜなら、勝つまで諦めないから」-・・・・・・・黒岩哲彦 1						
●「気候変動の現状と対応への提言」幹事会学習会・・・・・・・・・・・・和泉貴士 3						
●都内の「生活保護のしおり」チェックします・・・・・・・・・・・・藤原朋弘 4						
●新宿区内の警察署要請をしました♪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
●自由法曹団 100 周年記念のつどいに参加して・・・・・・・・・・・・・緒方 蘭 7						
●新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・柏木優孝 7						
●東部地域幹事会にご参加ください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・金 竜介 8						
●10月幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9						



2021年総選挙の結果ー「市民と野党の共闘」をさらに発展させよう

—「私たちは負けない。なぜなら、勝つまで諦めないから」—

支部長 黒岩 哲彦

第49回総選挙が2021年10月31日に投開票が行われました。「市民と野党の共闘」で政権交代をめざした私たちにとって、選挙の全体的な結果は厳しいものでした。与党は自民党は公示前276議席を減らしましたが、追加公認を含めて261議席の「絶対安定多数」を確保し、公明党は32議席で合計293議席でした。「市民連合」と政策合意をした立憲野党は立憲民主党が96議席、日本共産党が10議席、れいわ新選組が3議席、社民党が1議席でした。また、国民民主党は11議席、日本維新の会が41議席でした。

水俣病や公害との闘いでは「私たちは負けない。なぜなら、勝つまで諦めないから」と語られています。「勝つまで諦めない」の精神で、市民と野党の共闘の運動を強めていきましょう。

1 自由法曹団東京支部は市民連合と4野党の政策合意を心から歓迎します。

この共通政策は、自由法曹団員が日々の人権活動や裁判闘争、自由法曹団の活動で実現のために全力を挙げている政策であり、共通政策を心から歓迎します。

野党共通政策の提言(骨子)

衆議院総選挙における野党共通政策の提言―命を守るために政治の転換を―

- 1、憲法に基づく政治の回復
- 2、科学的知見に基づく新型コロナウイルス対策の強化
- 3、格差と貧困を是正する
- 4、地球環境を守るエネルギー転換と地域分散型経済システムへの移行
- 5、ジェンダー視点に基づいた自由で公平な社会の実現
- 6、権力の私物化を許さず、公平で透明な行政を実現する

2 総選挙の争点

総選挙の争点は3点です。第1は安倍・菅政権の評価です。学術会議任命拒否などの強権政治、新自由主義の強行、コロナ対策の科学の無視などです。第2は岸田政権が「未来選択選挙」などと称しましたが、防衛費2%問題や靖国神社など反憲法的な「未来選択」を許すかどうかです。第3は立憲野党による共通政策に基礎にした新しい政治をつくることです。

岸田政権は安倍・菅政権の直系の政権であることは自民党総裁選とその後の内閣人事と自民党人事で明らかです。しかし、岸田政権のタカ派的な本質を、「民主主義の危機」「成長と分配・新しい資本主義」「格差の是正」「丁寧な対話」「信頼と共感」などのハト派的なコーティングをしました。国民は菅政権があまりに無能で嫌気がさしていたので、岸田政権のハト派的なコーティングに「よりましな政権」との感想をもったことも事実だと思います。政権を維持するためには何でもするという権力の悪知恵を感じます。

3 野党共闘が自民党幹事長など大物議員の落選に力を発揮

立憲野党は神奈川13区の甘利利明自民党幹事長、東京5区の若宮健痔嗣万博相、東京8区の石原伸晃元幹事長と3区の石原宏高元環境副大臣の兄弟、千葉8区の桜田義孝元五輪相など自民党の大物議員の小選挙区での落選に力を発揮しました。

4 衆議院で自公維の改憲勢力が3分の2を超えた

改憲の動きと強権政治が強まることが予想されます。

2019年参議院選挙で、参議院では自公維で3分の2を下回っていました。岸田首相は在任中の発議に意欲を示しています。公示前の記者会見で「選挙で改憲に理解がある方に多く当選してもらうことは大事だが、その後の議論で3分の2を確保する」と表明しています。また、衆議院で可決された法案が参議院で否決か修正議決をした場合は、衆議院は出席議員の3分の2以上の賛成で再可決できます。 改憲の動きと強権政治を食い止めるために、市民と野党の共闘をさらに強めることが求められます。

5 2022年7月の参議院選挙で与野党を逆転して「ねじれ国会」に追い込もう

岸田政権のタカ派的な本質はひろく市民に明らかになっているとはいえません。しかし、岸田政権が安倍・菅政権の直系の新自由主義を信奉する政権ですから、市民との矛盾が早晩明らかになると思われます。市民と野党の共闘を前進させて、2022年7月の参議院選挙で与野党を逆転して「ねじれ国会」を実現して、衆議院の解散・総選挙に追い込みましょう。





「気候変動の現状と対応への提言」 幹事会学習会

まちだ・さがみ総合法律事務所 和泉 貴士

1 気候変動問題との関わり

弁護士1年目の2009年12月、当時所属していた高尾山天狗裁判弁護団からの紹介で、公害地球問題 懇談会(JNEP)からの派遣という形で、コペンハーゲンで開催されたCOP15(気候変動枠組条約締約国 会議)に行きました。

その後、同じく代表団に参加していた川合きり恵弁護士と結婚し、川合弁護士とともに JNEP の活動 に関わりながら現在に至ります。

2 気候変動のリスク

最近、「50年に一度の豪雨」といった言葉を聞くことが頻繁にあります。毎年のように記録的な豪雨が日本のどこかで発生している状態です。例えば、2021年7月の熱海の土砂災害、8月の九州北部・中国地方の豪雨など記憶に新しいところです。台風19号もがけ崩れにより死者が出ました。気温上昇により、降水量は6.7%増加し、豪雨の発生確率も上昇しています。

また、2021年6月のアメリカでの異常高温では東京都の面積を超える森林が山火事で焼失し、カナダのバンクーバーでは49.5度の異常高温が発生しました。日本でも熱中症の死亡者が1000人を超えることが普通となり、過去と比べて倍増している状況です。

3 気候変動抑止の国際的枠組み

1994年に気候変動枠組条約が発効し、温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等が締約国の義務となりました。具体的な削減義務については、条約の締約国が集まって開催される締約国会議(COP: Conference of the Parties)に委ねられています。私が参加した COP15 は 15 回目の締約国会議でした。日本との関係では、第 3 回締約国会議が 1997年 12 月に京都で開催され、この地球温暖化防止京都会議で先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある各国ごとの数値約束を定めた「京都議定書」が採択されています。その後、パリ協定において、全ての国が、長期の温室効果ガス低排出開発戦略(NDC)を策定・提出する義務を負うとされ、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられました。

4 日本政府の取り組みと問題点

2016 年、パリ協定を受けて、地球温暖化対策計画が策定されました。ここでは、二酸化炭素 (CO2) の 2020 年度削減目標として、2005 年度比 3.8%減以上、2030 年度削減目標として、2013 年度比 26.0%(2005 年度比 25.4%) と規定されました。2020 年 10 月には菅政権の下でカーボンニュートラル宣言が行われ、温室効果ガスの排出を 2050 年までに全体としてゼロにするとされ、2021 年 4 月には、2030 年度の新た

な温室効果ガス削減目標として、2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて 挑戦を続けるとの新たな方針も示されました。

もっとも、これらは数値目標として低すぎるという批判があることに加え、目標を実現するための方法が不明瞭という点に問題があります。CO2排出量の抑制のためには、①CO2排出量、②エネルギー消費量、③GDP、④人口といった諸要素を検討する必要がありますが、①の視点から見ても CO2 排出量の4割を占めるエネルギー転換部門(発電所等)の電源構成において、原発や石炭火力からの脱却が不十分であることに加え、②の視点からみてもエネルギー消費をどのようにして抑制するかは家庭や事業者任せの状況です。

電源構成等を定めるエネルギー基本計画が2021年10月22日に閣議決定されていますが、2030年度の電力構成について石炭火力発電は19%程度、原子力発電は20~22%程度とされており、石炭・原発に依存しつつ、あとは不確実な技術革新に頼る内容となっています。

5 各政党の動き (2021年10月衆院選)

FFF (Fridays For Future Japan) が各党を招き公開討論会を行っています。Youtube でも公開されているので是非視聴してみてください (https://www.youtube.com/watch?v=Z870EeChZmw)。

特に、「2030年までの石炭火力廃止を目指すか」、「原発を廃止する予定はあるか、廃止の場合は何年を計画しているか」という質問に対する回答では、各党のスタンスの違いが明確になっています。

6 地域事務所・弁護士としての取り組み

我が国における気候変動の影響として顕著なのは、熱中症の死亡者の増加です。学校事故、労災などで裁判例の蓄積があり、法律家として関わりやすい問題です。屋外作業の多い建設労働者の健康には特に注意が必要です。気候変動そのものを問う訴訟としては横須賀石炭訴訟が挙げられます。

弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所では、今年7月から気候変動に関して定期的に事務所内勉強会を行ってきました。今後は、勉強会を外部にも公開し、気候変動問題について語り合う場を事務所として積極的に作っていく予定です。その他、気候変動 NGO とのタイアップ企画や、地域で気候変動問題に関心を持つ若者の支援等、積極的に行っていきたいと思います。

都内の「生活保護のしおり」チェックします!

事務局次長 藤原 朋弘

以前の支部ニュースでも報告させていただいた東京都内全域の「生活保護のしおり」のチェックとその是正の運動の取り組みについて現況を報告させていただきます。

まず、「生活保護のしおり」というのは、生活保護を申請する際、あるいは生活保護を実際に利用している際の注意事項や仕組みなど生活保護制度の概略がわかりやすく書かれているパンフレット的なものでして、生活保護利用の入り口的な文書です。これは国が作るものではなく各自治体の自由な裁量で作成されていて、冊子のような形で作っているところもあれば、リーフレットのような形で作成しているところ、あるいは紙ベースだけではなく自治体のホームページ上にて公開しているようなところもあり、

自治体によって様々です。モデルのようなものが厚労省や国から示されているわけではないので、各自 治体の職員、作成を担当する職員の生活保護への理解度がそのまま「生活保護のしおり」に現れる形に なっております。

これは現在のところ悪い方向に作用しておりまして、自治体によっては記載が非常に分かりにくいと ころや文字のフォントが小さいところがほとんどという実態でして、酷い自治体は、申請をためらわせ るような誤解を招く記載や明らかな嘘が織り交ざっているという有様です。

私どもの方で、この間実際に調査した八王子市と文京区の事例を紹介します。まず、八王子市なのですが、「生活保護を利用する前に利用できる制度はすべて利用してください」という記載のもと、年金制度や医療保険制度とともに緊急小口資金や不動産担保貸付などの貸付制度が挙げられているという問題がありました。年金や医療保険を利用せよというのは生活保護が最後のセーフティネットであることからすれば問題はないのですが、貸付制度を利用しろというのは、いわば借金をしてそれが借りられない状態になるまで生活保護を利用できないかのような誤解を招く記載でありまして、明らかな嘘です。ほかにも、離婚した場合で、DVがあった場合は、保護を利用する前に慰謝料請求をすることをおすすめしますなど義務でも何でもない、明らかに保護の利用を抑制するために書かれたとしか思えない記載もありました。

文京区では、そもそも最近まで保護のしおりが作成されておらず最近作成されたのですが、A4でわずか2枚に満たないというお粗末なものでして、これだけ渡されて保護の仕組みを理解するなど到底不可能な内容です。

この間、新型コロナウイルスの拡大によって貧富の差がさらに拡大し、生活保護の利用というのが誰にでも起こり得るという事実がより身近になったわけですが、生活保護のしおりが不十分だったり、明らかな嘘があったりすると、最後のセーフティネットである生活保護の利用から漏れてしまうという事態も生じかねないことになります。

あくまでも生活保護が憲法 25 条に生存権の理念に基づく制度であることやその権利性について全面 に押し出す記載にすべきであって、義務については必要な範囲で書くにとどめるべきです。

現在は、団本部貧困問題対策委員会の団員と、東京支部の団員でいくつか自治体のしおりを引き取って、第1次チェックを行い、本部貧困委員会の方で最終チェックを行った自治体から順に各自治体と交渉する段階でして、次回貧困委員会にて八王子市と文京区のしおりのチェックを完了させ、自治体との折衝に入ることを予定しております。加えて、各自治体の生活保護への問い合わせに関して、受け答えのマニュアルなどがあるかについて情報公開請求を行い、確認をすることも検討しております。

引き続き保護のしおりが生存権の理念に基づくものとなるようにしっかりと取り組んでいきます。



新宿区内の警察署要請をしました♪

東京法律事務所 中川 勝之

選挙の弾圧対策本部の事務局長を務める中で、いくつかの地域事務所が救援会の支部の方と地元の警察署要請をしていることを知りましたが、自分の事務所で新宿区内の警察署要請をしていないことに気付きました。都議選では間に合わず、衆議院総選挙では是非やってみようと思い、事務所に相談して行くことにしました。

10月15日(金)午後と決めて事務所に呼びかけて、本間耕三団員と浅野ひとみ団員が参加しました。 救援会都本部から藤田力さんも参加していただきました(四谷及び新宿)。

持参する資料は、要請書(9月29日に衆議院総選挙・弾圧対策本部として要請した際の警視総監宛の「衆議院総選挙選挙にあたって公正で自由な選挙の実現を求める要請書」の写しを添付)と、都議選の際の亀有警察署による不当な職務質問を報じた救援新聞としました。要請書は、事務所の紹介と警視総監宛の要請事項6つを繰り返した簡素なものとしました。ですので、事前の準備時間はわずかです。

午後2時ころ、事務所に集合して、四谷、新宿、戸塚、牛込の順に警察署に伺いました。各警察署の応対場所、応対人数等はバラバラでしたが、趣旨を伝えることができ、大変有益なものでした。午後5時前に事務所に戻りました。

私は2007年登録・入所ですが、その際には既にこのような取り組みはなかったと思います。事務所の先輩に聞くと、昔はいろいろあったから行っていたけど等と聞きました。確かに現在はそれほど「弾圧」はないのかもしれませんが、「妨害」のようなことは多々ありますし、市民と野党の共闘時代の今、また何があるか分かりません。

そんなに準備に手間はかかりません。①弾圧対策本部の要請書をもとに、事務所又は救援会支部との連名の要請書を作成する、②ルートを決めて何人かが午前か午後、まとまった時間をとって出発する、で足ります。今回の警察署要請「復活」にあたっては、南部事務所の佐藤誠一団員にアドバイス等いただきました。ありがとうございます。

来年参議院議員選挙があることは決まっています。是非とも各事務所でも、従前からしている場合は もちろん、していない場合は取り組んでみてはと思います。



自由法曹団 100 周年記念のつどいに参加して

東京合同法律事務所 緒方 蘭

100周年のつどいに参加して、団がこれまで長期間にわたり、全国各地で、悪法や人権侵害に対抗する動きを裏で支えてきたことを改めて実感しました。「裏で支えてきた」と書いたのは、団員自身が何かしている映像や写真があまり多くなかったので、表舞台に立つのではなく、多くの方々と協力しながら陰で支える出ることが多いと少ないのだなと実感したためです。90周年の時は修習生になる直前でしたが、10年経つのは早いと感じています。この先の10年、20年…100年へと繋いでいく一助になれればと思います。これからも頑張りましょう。



新人紹介

東京東部法律事務所 柏木 優孝

1 はじめに

皆様はじめまして。東京東部法律事務所の柏木優孝と申します。修習期は73期で、修習地は千葉県です。私は、専修大学法科大学院を修了後、今年1月に今の事務所に入所し、それと同時期に自由法曹団にも入団いたしました。

2 弁護士を目指した理由

私は、困っている人々を助けたいとの気持ちから弁護士を目指しました。私にとって、弁護士という 職業は、身近には存在せず、小説やドラマの中のみで登場する遠い存在であり、そのため、本当に困っ ている人は、どこへ相談に行くのだろうと考えることがありました。このことから、私は地域に密着して、身近に感じてもらえるような弁護士になりたいと思いました。

また、学生の頃、冤罪事件である布川事件の弁護団に所属している先生の講演を聞く機会がありました。その講演では、布川事件の実態や警察の捜査、取り調べ状況、無実の者が自白をしてしまう実態、そして客観的証拠が存在しなかったのにもかかわらず、本人の変遷している自白をもとに有罪判決がなされた経緯など具体的に説明をしていただきました。

それまでは、冤罪事件に触れる機会は報道のみであったため、正直身近に感じることはなかったのですが、この講演を聞いて、冤罪事件は誰にでも起こりうる可能性があること、一般市民がいきなり犯罪の嫌疑をかけられ、獄中での生活を余儀なくされる状況になるなど、その恐ろしさを実感しました。困っている人を助けたいとの思いで、法律の勉強を始めた私ですが、その法律が人を助けることだけでなく、権利を侵害することもあることは大きな衝撃でした。このような経験からも、社会的弱者を救済することのできる弁護士の役割の重要性を感じ、弁護士を目指すことにつながりました。

3 自由法曹団の入団について

私は、就職活動において、今の事務所で説明を受けるまでは、正直、自由法曹団の存在を知りませんでした。そのため、私が自由法曹団に入団したのは、自由法曹団との関係が深い東京東部法律事務所に入所したことが大きなきっかけです。

自由法曹団には、上記の布川事件などの冤罪裁判をはじめ、長きにわたって人権活動に取り組んでこられた先生方が数多くいらっしゃいます。私は、まだまだ未熟ではございますが、理想とする弁護士像になれるよう日々研鑽に努めるとともに、団員の先生方や同じ事務所の先生方のように、人々の権利を守るため尽力していきたいと思っております。

何卒よろしくお願い申し上げます。

東部地域幹事会にご参加ください

幹事長 金 竜介

選挙後の情勢討議等のほか、東京東部法律事務所の団員を中心に事件・取り組みの報告を行います。 会議後には、錦糸町駅前において街頭宣伝を行う予定ですので、あわせてご参加下さい。

日時:11月25日(木)午後1時30分~午後4時30分場所:すみだ産業会館会議室(錦糸町駅前の丸井共同開発ビル)

10月幹事会議事録

- 1 報告事項・確認事項(この間の主な取り組み)
 - 9月28日 9・1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典への小池東京都知事の追悼文拒否への抗議声明
 - 9月28日 都立・公社病院を独立行政法人化するための「定款」提出に断固抗議し、独法化の白 紙撤回と都立・公社病院の充実・体制強化を求める声明 都議会開会日行動
 - 9月29日 国民救援会都本部、自由法曹団東京支部、公正な選挙のための要請(東京地裁・簡裁・ 警視庁・東京都選管)
 - 10月 8日 都立・公社病院をなくす、独立行政法人化反対 都議会包囲 1000 人抗議集会
 - 10月11日 オリパラ都民の会運営委員会
 - 10月15日 新しい船を出そう!市民と野党のキックオフ@東京(参議院議員会館)
 - 10月18日 東京働くものの権利討論集会 実行委員会(企画)会議
 - 10月19日 衆議院選挙公示(10月31日投開票)
 - 10月22日 自由法曹団100周年
 - 10月23日 自由法曹団総会
 - 10月23日 横田基地もいらない! 沖縄とともに声をあげよう市民交流集会

2 今後の取組と検討事項

- (1) 100 周年記念への参加 (10/22) ~出席者の感想など
- (2) 生活保護分析 現状
 - ➡職員の窓口での説明に関するマニュアルについて、行政文書の開示請求をできないかを検討する。
- (3) 都立・公社病院を独立行政法人化の今後の取り組み
- (4) 衆院選
 - ① 弹圧対策
 - ➡各事務所にて警察要請をしている。北区等での妨害事例の報告あり。今は、警察の妨害より も一般私人の妨害の方が多い。
 - ② 選挙関連、情勢分析
- (5) 表現の不自由展・東京
- (6) 東京働くものの権利討論集会~実行員会会議報告
 - ➡11月6日の13時~開催予定。
- (7) オリパラ都民の会運営委員会
- (8) 2022年2月総会に向けての準備
 - ① スケジュール確認
 - ② 次期執行部体制
 - ③ その他

【学習会】

3時30分 和泉貴士団員による環境問題の学習会

<支部ニュース 紙媒体での送付不要の方はお申し出ください>

団本部の取り組みにならい、団員への資料等の送付方法について検討しました結果、一層の経費節減にもなりますので、支部ニュースを送信している支部MLに参加している団員で、紙媒体での送付が不要との申し出をいただいた団員について、紙媒体での発送を取りやめることといたします。

なお、団員3名以上の集団事務所に所属する団員についても、個別の送付停止の申出に応じますので 団事務局あてご相談ください。

紙媒体での送付が不要という団員は、【件名】に「支部ニュース送付停止希望」と記載の上、本文にお名前と事務所を明記して、dantokyo@dream.com までお申し込みください。支部ML登録がまだという団員も同様にお申し込みください。

<当面の日程>

●東京地評第15回東京働く者の権利討論集会

日時:2021年11月6日(土)13時~17時30分

場所:東京労働会館(ラパスホール・会議室)

13時00分 全体会開会

13時10分 記念講演

脇田滋さん (龍谷大学名誉教授)

「コロナ禍での働き方と課題~生存権に照らして」

- 14時40分 質問タイム
- 15時00分 分科会案会・全体会閉会
- 15時30分 分科会(第1~第3)
- 17時30分 分科会終了
- 第1分科会 権利闘争・労働争議 (無期転換、均等待遇問題)
- 第2分科会 雇用類似、フリーランスの権利と団結権・団交権
- 第3分科会 コロナ禍でのハラスメントが増大! 職場での実態と対策を考える
- ZOOM参加の場合、事前登録制となっておりますので、ご連絡ください。

●横田基地に日本にもオスプレイはいらない11.21東京大集会

日時:2021年11月21日(日)

12時30分 青年平和スピーチ

13時00分 開会

会場:福生市・多摩川中央公園(レジャーシート等とご持参の上、座りながらご参加ください。)

交通: JR青梅線「牛浜駅」より徒歩15分

WEB配信が12時30分より開始されます。詳しくはHPをご覧ください。

https://www.noospreytokyo.org/

●2021年11月23日(火・祝日)13時30分~

エデュカス東京7階ホール

1981年2月に結成された東京革新懇は40周年を迎えました。

日本の統一戦線の歴史を受け継ぎ、努力を続けてきました。

40周年の記念のつどいを開催します。

第一部シンポジウム「総選挙後の政治変革の展望、東京革新懇に期待するもの」

コーディネイター 杉井静子 (東京革新懇代表世話人・弁護士)

山口二郎 (法政大学教授)

乾 友行(全国革新懇事務室長)

雨宮処凛(作家・運動家)

第二部 挨拶と交流

顧問、政党の挨拶

協賛・賛同団体、地域・職場革新懇の交流

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします!

『弁護士休業サポートプラン』 全国弁護士グループ

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険(GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- ■保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ■ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- ■国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です!

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- ●病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、 または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象 ●所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- ●無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- ●支払対象外期間は4日と7日の何れかをを選んでいただきます。
- ●入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院に よる就業不能時追加補償特約) をご用意しています。この特約 をセットすれば入院時のみ「支払対象外期間〇日」になります。
- 〈月払保険料表〉 スタンダードブラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、 職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約 セット、天災危険補償なし 保険料単位:円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満25~29歳	820	1,000
満30~34歳	1,010	1,250
満35~39歳	1,260	1,640
満40~44歳	1,570	2,110
満45~49歳	1,880	2,550
満50~54歳	2,170	3,010
満55~59歳	2,300	3,240
満60~63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。 【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

- ●病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に 補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ●所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- ●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減 りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせて お支払いします。
- 〈月払保険料表〉 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補債特約セット、 対象期間70歳まで、天災危険補償なし 保険料単位:円(保険金額10万円あたり)

	支払対象外期間	372	日型	737日型	
l	満年齢	男性	女性	男性	女性
l	満25~29歳	994	875	950	843
l	満30~34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
l	満35~39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
l	満40~44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
l	満45~49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
l	満50~54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
	満55~59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
L	満60~63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当:大枝・西山・岩崎・竹田 〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用) (受付時間:平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:03-3349-5401 FAX:03-6388-0160 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ20-07693 2020年10月15日)